

地震が起きたら落ち着いて行動しましょう

地震はいつ発生するか分からない災害です。普段から少しでも被害を抑えられるように備えておきましょう。

◆もし地震が起きたら

慌てずに次のことに注意しましょう。

- ・身の安全を確保する。
- ・すばやく火の始末をする。
- ・非常脱出口を確保する。
- ・火が出たらできる限り消火する。
- ・外へ逃げるときは慌てない。

◆シェイクアウト（3つの安全行動）の実践

3つの安全行動



◆家の中の安全対策

地震が起きたとき、家具の転倒や落下、ガラスの飛散により思わぬけがをする可能性があります。次のことに注意しましょう。

- ・寝室、子供やお年寄りのいる部屋には大きな家具は置かないようにしましょう。
- ・タンスなど大きな家具はL字金具や支え棒を使用し、倒れにくいようにしましょう。
- ・安全に避難できるように、出入口や通路には物を置かないようにしましょう。
- ・家具の転倒を防ぐポイント
- ・タンスのL字金具や支え棒

で固定。二段重ねの場合はつなぎ目を金具で固定する。

- ・冷蔵庫の後ろの上部に転倒防止ベルトの取付箇所があれば、ベルトを通して壁に固定する。無ければ、扉と扉の間に針金を巻いて金具で壁に固定する。
- ・食器棚のL字金具や支え棒で固定し、重い食器は下に、軽い食器は上に収納、戸が開かないように止め金を着ける。
- ・また、ガラス部分に飛散防止フィルムを貼る。
- ・テレビをテレビ台に固定する粘着マットやテレビを壁に固定するベルトを利用する。

◆家の周囲の安全対策

- ・植木鉢の落下やブロック塀の倒壊による被害を防ぐため次のことに注意しましょう。
- ・屋根の瓦やアンテナの補強をする。
- ・窓ガラスの飛散防止フィルムを貼る。
- ・ベランダの植木鉢などを落ちる危険がある場所に置かない。
- ・ガスボンベのボンベを鎖で固定する。
- ・ブロック塀・門柱の基礎や鉄筋が無い場合は補強し、ひび割れがないか確認する。

固定。二段重ねの場合はつなぎ目を金具で固定する。

災害に備えて家庭で備蓄品を準備しましょう

大規模災害では、ライフラインや物流の停止、長期間の避難所生活等により物資が不足する恐れがあります。市の備蓄数には限りがありますので、各家庭では災害発生後1週間程度の食料や水の備蓄にご協力をお願いします。

＜常時携行品＞

財布・携帯電話・キャッシュカード・免許証など貴重品・携帯ラジオ・携帯電話の充電器

＜非常持出品＞

2泊3日程度の避難生活に必要な非常食や飲料水、持病薬やアレルギー対応食などを優先する。普段からリュックサックに入れておく。

＜備蓄品＞

最低3日分、可能であれば1週間以上分の食料や水。食料はレトルト食品や缶詰、カップ麺。水は大人1日当たり3リットルが目安。ポリ容器や下着や着替えも用意。▼停電時に役立つものも懐中

電灯、ランタン、携帯ラジオ、卓上コンロ、乾電池、発電機（屋外で換気し使用）

＜ローリングストック法で食品の備蓄＞

普段食べているインスタント食品等を多めに買い、消費期限の短いものから定期的に消費し、食べた分だけ補充していく方法です。消費期限切れを防ぎ、食べ慣れた食品を災害時に食べることが出来ます。

安全対策課消防防災班

0475(70)0303



▲備蓄品チェックリスト (市ホームページ)

指定緊急避難場所の指定

新たに土砂災害警戒区域に季美の森南3丁目、4丁目、5丁目の一部が追加されたことから、「季美の森小学校」を土砂災害を対象とする指定緊急避難場所に追加指定しました。

- ▶施設名=季美の森小学校
 - ▶所在地=季美の森南1-28
 - ▶指定日=令和6年6月4日
- その他の指定避難所・指定緊急避難場所については、市ホームページをご覧ください。

安全対策課消防防災班
0475(70)0303



▲指定緊急避難場所 (市ホームページ)

電話de詐欺対策機器購入費補助金の受付を開始

電話de詐欺防止機能（自動通話録音機能または自動着信拒否機能）のついた固定電話機などの購入費用の一部を助成します。

- ▼受付期間 7月1日(月)～令和7年2月28日(金)
- ※市役所閉庁日を除く。
- ※予算額に達し次第締め切り。
- ▼補助金額 対象経費の額（上限10,000円）
- ※交付は1世帯当たり1回限り。
- ▼対象 申請日時点で65歳以上、またはその世帯員の方

主な要件等
・本市の住民基本台帳に記載されている方であること。
・世帯全員が市税等を滞納していないこと。
・県内の店舗で購入された補助対象機器であること。
▼申請方法 補助対象機器の購入後に所定の交付申請書に必要書類を添えて申請
詳細は、市ホームページをご覧ください。

安全対策課生活安全班
0475(70)0387

自転車を利用する皆さんへ 毎月15日は「自転車安全の日」

自転車の交通違反による死亡事故が発生しています。自転車もルールとマナーを守り、運転時にはヘルメットをかぶりましょう。悲惨な交通事故を無くすため、交通ルールとマナーを守

て「交通安全県ちば」を目指しましょう。
安全対策課生活安全班
043(223)2263
0475(70)0387

風水害時に「車両避難場所」を開放します

台風などの風水害時に、車両を水没による被害から守るため、事前に安全な場所に車両を避難させることを目的とした車両避難場所を開放します。

安全対策課消防防災班

0475(70)0303



●車両避難場所一覧

施設名	住所
みどりが丘市有地	みどりが丘3-18-1
運動広場駐車場	南飯塚477-3



▲車両避難場所 (市ホームページ)

災害時避難の「知っておくべき5つのポイント」

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとみましょう。

災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

- ①避難とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- ②避難先は、小中学校・公民館ではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- ③マスク・消毒液・体温計は、市の備蓄に限りがありますのでできるだけ自ら携行してください。
- ④市が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には市ホームページ等で確認してください。
- ⑤豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむを得ず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認してください。

安全対策課消防防災班 0475(70)0303



▲指定緊急避難場所および指定避難所の指定について (市ホームページ)



▲台風・豪雨時の避難情報等の変更について(令和3年5月20日から運用) (市ホームページ)

大網白里市からの防災情報の受信準備はできていますか

ホームページ

〈市ホームページ〉



〈千葉県防災ポータルサイト〉



メール

〈市メール配信サービス〉

▶登録用アドレスを読み取ります



〈緊急速報メール(エリアメール)〉

市内の各携帯電話会社の端末にメールが送信されます。※登録不要

放送

〈防災行政無線〉

〈戸別受信機〉

防災行政無線の放送を自宅で聞くことができます。※負担金1万円

〈電話応答サービス〉

防災行政無線の放送内容を確認することができます。利用には通信料がかかります。0475(72)1000

SNS

〈「安全対策課」公式X(旧ツイッター)〉



▶@anzen_os_0303

アプリ

〈Yahoo!防災速報アプリ〉



▲iOS ▲Android

安全対策課消防防災班
0475(70)0303